●ゆめみヶ丘岸和田景観協定の変更認可について

「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」変更認可の経緯について

昨年度認可した「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」について、ゆめみヶ丘における良好な景観 形成に寄与するため、現在、住宅エリアの一部に設定されている当該協定区域を住宅エリア 全体に拡大させるべく、変更認可が申請されました。

1. 景観協定とは

景観協定とは、地区内のより良い景観の維持・増進を図るため、住民自らが地域の実 情に応じたきめ細かなルールを定める事を可能とする景観法に規定された制度です。

2. ゆめみヶ丘岸和田景観協定の認可までの流れ

平成31年2月8日 株式会社一条工務店より景観協定認可申請

平成31年2月18日 平成30年度第2回岸和田市景観審議会にて諮問答申

平成31年2月25日 景観法に基づく縦覧を開始(3月11日まで)→縦覧者なし

平成31年3月14日 ゆめみヶ丘岸和田景観協定の認可(告示)

認可番号:岸和田市景観協定認可第1号

公告番号:岸和田市告示第71号

平成31年3月28日 ゆめみヶ丘岸和田景観協定認可書授与式







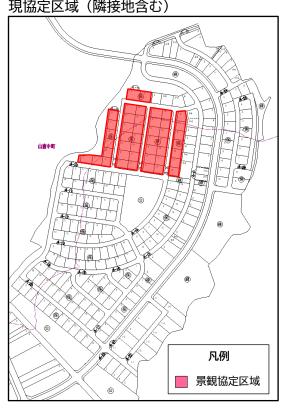


「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」の変更内容について

今回予定されている「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」変更は次のとおりです。

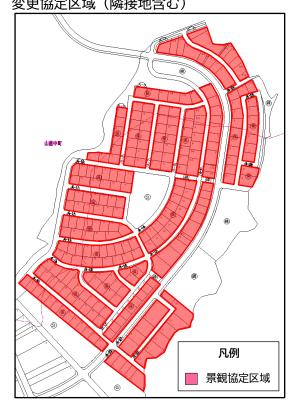
1. 景観協定区域の変更

現協定区域(隣接地含む)



	協定区域 隣接地	合計
面積(㎡)	7, 212	8,539
	1, 327	0, 339
区画数	38	45
	7	43
土地所有者(人)	1	2(延べ)

変更協定区域 (隣接地含む)



	協定区域 隣接地	合計
面積(㎡)	45, 873	54, 386
	8, 513	34, 300
区画数	232	267
	35	207
土地所有者(人)	61	73(延べ)
	12	13(延八)

3.「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」の主な内容について(他法令での規制内容は除く)

今回の変更に伴う景観協定における基準等については、変更はありません。

(1) 良好な景観の形成のために規定される基準等(抜粋)

(),j ()	うないのからなっている。		
①建築物の形態意匠に関する基準			
建	築物の階数に関する基準	2階以下を基本とする	
建	原物の軒の高さに関する基準 周囲の建築物と揃えるよう配慮する		
②建築物の敷地、位置、規模、構造、用途または建築設備に関する基準			
建築物の色彩に関する基準		岸和田市色彩景観誘導マニュアルに規定され	
		వ	
		「カラーフレームC」を基本とする	
陈	「属建築物及び建築設備等に関する基準	不可視化するなど景観に配慮する	
③工作物の位置、規模、構造、用途または形態意匠に関する基準			
屋	外アンテナに関する基準	屋根(屋上)に設置不可	
太陽光発電パネル等に関する基準 景観や反射光への配慮を行い設置		景観や反射光への配慮を行い設置する	
常夜灯について		防犯や安全に配慮して敷地内に設置する	
É	動販売機について	屋外への設置不可	
④樹林地、草地等の保全または緑化に関する事項			
緑化に関する基準		植栽には周辺環境と調和するよう郷土種を用	
		いることやシンボルツリーを設置する 他	
⑤屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準			
屋	屋外広告物の表示等に関する基準 表示面積は 0.3 ㎡以下。自己用のみ 他		
⑥その他良好な景観の形成に関する事項			
7	の他良好な景観形成に必要な事項	ゴミ、防犯、音や振動についての配慮 他	

- (2)景観協定の有効期間 景観協定の有効期間は15年
- (3)景観協定に違反した場合の措置 違反者への措置等について規定

4. 参考「ゆめみヶ丘岸和田景観協定」の変更に対する協定区域図(隣接地含む)

